

## 滋賀県行政手続条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

行政手続法（平成5年法律第88号）の一部改正に伴い、法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求めることができる手続等が新設されたこと等から、滋賀県においても、行政手続法が適用されないこととされている処分および行政指導の手続について行政手続法と同様の措置を講ずることとするため、滋賀県行政手続条例（平成7年滋賀県条例第40号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限行使し得る根拠となる法令の条項等を示さなければならないこととします。（第32条関係）
- (2) 法令等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができるこことし、当該申出を受けた県の機関は、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないこととします。（第34条関係）
- (3) 何人も、法令等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）または行政指導（その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分または行政指導をする権限を有する行政庁等に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができることとし、当該申出を受けた行政庁等は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分または行政指導をしなければならないこととします。（第36条関係）
- (4) その他
  - ア この条例は、平成27年4月1日から施行することとします。
  - イ 関係条例について必要な改正を行うこととします。
  - ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県行政手続条例新旧対照表

旧	新
目次	目次
第1章 総則（第1条—第3条）	第1章 総則（第1条—第3条）
第2章 申請に対する処分（第4条—第10条）	第2章 申請に対する処分（第4条—第10条）
第3章 不利益処分	第3章 不利益処分
第1節 通則（第11条—第13条）	第1節 通則（第11条—第13条）
第2節 聴聞（第14条—第25条）	第2節 聴聞（第14条—第25条）
第3節 弁明の機会の付与（第26条—第28条）	第3節 弁明の機会の付与（第26条—第28条）
第4章 行政指導（第29条—第35条）	第4章 行政指導（第29条—第35条）
<u>第5章 届出（第36条）</u>	<u>第5章 処分等の求め（第36条）</u>
付則	付則
第1条および第2条 省略 (適用除外)	第1条および第2条 省略 (適用除外)
第3条 次に掲げる処分および行政指導については、次章から <u>第4章</u> までの規定は、適用しない。 (1)～(8) 省略 (9) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を <u>名あて人</u> としてするものに限る。）および行政指導 (10) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に <u>かかわる事象</u> が発生したまたは発生する可能性のある現場において警察職員またはこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法令上直接に与えられたその他の職員によってされる処分および行政指導 (11) および(12) 省略 2および3 省略 第4条～第31条 省略 (行政指導の方式)	第3条 次に掲げる処分および行政指導については、次章から <u>第5章</u> までの規定は、適用しない。 (1)～(8) 省略 (9) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を <u>名宛人</u> としてするものに限る。）および行政指導 (10) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に <u>関わる事象</u> が発生したまたは発生する可能性のある現場において警察職員またはこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法令上直接に与えられたその他の職員によってされる処分および行政指導 (11) および(12) 省略 2および3 省略 第4条～第31条 省略 (行政指導の方式)

第32条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨および内容ならびに責任者を明確に示さなければならぬ。  
(新規)

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 省略

第33条 省略

(苦情の申出)

第34条 行政指導の相手方は、当該行政指導に関し苦情があるときは、当該行政指導をした県の機関に対し、当該行政指導の内容および申出の理由を記載した文書を提出して、苦情の申出をすることができる。

2 前項の申出を受けた県の機関は、当該申出について迅速に対応しなければならず、当該申出に理由があると認めるときは、速やかに行政指導の是正その他の適切な措置を講ずるものとする。

第32条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨および内容ならびに責任者を明確に示さなければならぬ。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならぬ。  
(1) 当該権限行使し得る根拠となる法令の条項  
(2) 前号の条項に規定する要件  
(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 省略

第33条 省略

(行政指導の中止等の求め)

第34条 法令等(法令および法令に基づく県の機関の告示をいう。第36条において同じ。)に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導について、当該県の機関が、あらかじめ、その相手方に対し意見を述べる機会を与えたときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。  
(1) 申出をする者の氏名または名称および住所または居所  
(2) 当該行政指導の内容  
(3) 当該行政指導がその根拠とする法律または条例の条項  
(4) 前号の条項に規定する要件  
(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由  
(6) その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しない

第35条 省略

(新規)

と認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならぬ。

第35条 省略

第5章 処分等の求め

第36条 何人も、法令等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）または行政指導（その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁または当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名または名称および住所または居所

(2) 法令等に違反する事実の内容

(3) 当該処分または行政指導の内容

(4) 当該処分の根拠となる条例等または当該行政指導の根拠となる法律もしくは条例の条項

(5) 当該処分または行政指導がされるべきであると思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該行政庁または県の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分または行政指導をしなければならない。

第6章 届出

第5章 届出

(届出)

第36条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

2 省略

第37条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手續上の義務が履行されたものとする。

2 省略

滋賀県税条例新旧対照表

旧	新
第1条～第15条 省略 (行政手続条例の適用除外)	第1条～第15条 省略 (行政手続条例の適用除外)
第16条 滋賀県行政手続条例（平成7年滋賀県条例第40号）第3条に定めるもののか、県税に関する条例または規則の規定による处分その他公権力の行使に当たる行為については、滋賀県行政手続条例第2章（第7条を除く。）および第3章（第13条を除く。）の規定は、適用しない。	第16条 滋賀県行政手続条例（平成7年滋賀県条例第40号）第3条に定めるもののか、県税に関する条例または規則の規定による处分その他公権力の行使に当たる行為については、滋賀県行政手続条例第2章（第7条を除く。）および第3章（第13条を除く。）の規定は、適用しない。
2 滋賀県行政手続条例第3条または <u>第32条第3項</u> に定めるもののか、徴収金を納付し、または納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、 <u>同条例第32条第2項</u> および第33条の規定は、適用しない。	2 滋賀県行政手続条例第3条または <u>第32条第4項</u> に定めるもののか、徴収金を納付し、または納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、 <u>同条例第32条第3項</u> および第33条の規定は、適用しない。
第17条以下 省略	第17条以下 省略

滋賀県青少年の健全育成に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第29条 省略 (県民からの申出)</p> <p>第30条 何人も、第8条の規定による推奨、第11条第1項、第12条第1項もしくは第14条第1項の規定による指定、第13条もしくは第18条第2項の規定による措置命令または第15条の規定による指定の解除をすることが適當であると認めるときは、<u>その理由を付して</u>その旨を知事に申し出ることができる。</p>	<p>第1条～第29条 省略 (県民からの申出)</p> <p>第30条 何人も、第8条の規定による推奨、第11条第1項、第12条第1項もしくは第14条第1項の規定による指定、第13条もしくは第18条第2項の規定による措置命令または第15条の規定による指定の解除（以下「推奨等」という。）をすることが適當であると認めるときは、その旨を知事に申し出ることができる。</p> <p>2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 申出をする者の氏名または名称および住所または居所</li> <li>(2) 当該推奨等の内容およびその根拠となる条項</li> <li>(3) 当該推奨等をすることが適當であると認める理由</li> <li>(4) その他参考となる事項</li> </ul> <p>3 知事は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該推奨等をしなければならない。</p>
第31条 省略	第31条 省略

滋賀県消費生活条例新旧対照表

旧	新
第1条～第47条 省略 (知事への申出) 第48条 消費者等は、事業者等がこの条例の定めを遵守していないため、または県がこの条例に定める措置を執っていないため消費者の利益が害され、または害されるおそれがあるときは、知事に対し、その旨を申し出て、適切な措置を執るべきことを求めることができる。	第1条～第47条 省略 (知事への申出) 第48条 何人も、事業者等がこの条例の定めを遵守していないため、または県がこの条例に定める措置をとっていないため消費者の利益が害され、または害されるおそれがあるときは、知事に対し、その旨を申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる。 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。 (1) 申出をする者の氏名または名称および住所または居所 (2) 求める措置の内容およびその根拠となる条項 (3) 当該措置をとるべきであると思料する理由 (4) その他参考となる事項
2 知事は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づいて適切な措置を執るものとする。	3 知事は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づいて適切な措置をとらなければならない。
第49条以下 省略	第49条以下 省略